

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	高齢者見守りキーホルダー事業の実施に伴う高齢者福祉システムの改修について
----	--------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：福祉部高齢者支援課）

## 事業の概要

事業名	高齢者見守りキーホルダー事業
担当課	高齢者支援課
目的	外出に不安のある高齢者に、登録番号や高齢者総合相談センターの連絡先を表示したキーホルダー及びシールを配布し、徘徊のおそれがある認知症高齢者やその家族、外出先での体調の悪化が懸念される高齢者やその家族等の不安を解消する。
対象者	65歳以上で外出に不安のある区民
事業内容	<p>平成30年9月からの「高齢者見守りキーホルダー事業」（以下「本事業」という。）の実施に伴い、高齢者支援課の他業務において既に使用している高齢者福祉システム（以下「システム」という。）を改修し、新たに本事業の利用者情報の管理を行う機能を追加することで、効率的に本事業を実施する。</p> <p>1 本事業の概要</p> <p>上記対象者に、登録番号や高齢者総合相談センターの連絡先を表示したキーホルダー及びシールを配布し、当該対象者が徘徊したときや外出先で急に倒れたときに、登録番号により高齢者総合相談センターが迅速に身元を確認し、緊急連絡先に繋げる。</p> <p>2 システム変更の概要及び効果</p> <p>システムを改修し、新たに本事業の利用者情報の管理機能を追加する。このことにより、区民等からの問合せに対し、迅速かつ的確な対応が可能となり、区民サービスが向上する。</p> <p style="text-align: center;">※ フロー図については、別紙（資料2-1）参照</p> <p>3 利用予定者数（平成30年度）</p> <p style="text-align: center;">5,000人</p>

## 件名 高齢者見守りキーホルダー事業の実施に伴う高齢者福祉システムの改修について

保有課 (担当課)	高齢者支援課
登録業務の名称	高齢者見守りキーホルダー事業
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 高齢者本人、緊急連絡先</li> <li>2 記録項目 高齢者本人：氏名、住所、生年月日、電話番号、本件キーホルダー及びシールの配布年月日、登録番号 緊急連絡先：氏名、住所、電話番号、本人との関係</li> <li>3 記録するコンピュータ 小型電子計算機 (高齢者福祉システム)</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	平成30年9月から、65歳以上で外出に不安のある区民に対し、登録番号・連絡先(高齢者総合相談センター)を記載したキーホルダー及びシールを配布するが、現行システムでは当該情報を管理する仕組みがなく、配布予定数も多いため、エクセル等による台帳管理が困難である。そのため、本件キーホルダー及びシールを配布した高齢者に係る情報を的確に管理し、適正に事業を運営していくため、システムを改修する。
新規開発・追加・変更の内容	現行使用している高齢者福祉システムに、本事業に係る登録通知等の帳票の作成のほか、申請、開始、終了、変更(更新)に係る機能の追加等を行い、本事業の台帳管理を的確に行う。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託先による改修業務の実施においては、個人情報に一切触れさせない。</li> <li>2 委託先が上記「新規開発・追加・変更の内容」欄に記載の各機能の追加及び変更の反映状況を確認するために実施するテストにおいては、ダミーデータを使用する。</li> <li>3 委託先が行うテスト環境での一連のプログラムの動作確認や処理が正常終了できるかの確認及び本番環境への移行については、区職員が行う。また、実データを用いての機能の検証も区職員が行う。</li> <li>4 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。</li> </ol>
新規開発・追加・変更の時期	<p style="text-align: center;">平成30年6～7月 改修</p> <p style="text-align: center;">8月 テスト (区が実施)</p> <p style="text-align: center;">9月 運用開始</p>